

第5条（広 報）

広報は、広報担当副所長が行うものとする。

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の表の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令し、編成表に従い要員を配備するものとする。また、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

| 種類 | 発 令 基 準 |
|------------------|--|
| 注 意 体 制 | (イ) 管内において 震度4 の地震が発生したとき（別表－1）※1、※2 (ロ) 気象庁が和歌山県沿岸に 津波注意報 を発表したとき (ハ) 対策部長が必要と判断したとき (ニ) 河川部関係地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という）が指示したとき |
| 警 戒 体 制 | (イ) 管内において 震度5弱 又は 震度5強 の地震が発生したとき（別表－1）※3 (ロ) 気象庁が和歌山県沿岸に 津波警報 を発表したとき (ハ) 対策部長が必要と判断したとき (ニ) 対策本部長が指示したとき |
| 非 常 体 制 | (イ) 管内において 震度6弱 以上の地震が発生したとき（別表－1）※3 (ロ) 気象庁が和歌山県沿岸に 大津波警報 を発表したとき (ハ) 重大な被害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき (ニ) 対策部長が必要と判断したとき (ホ) 対策本部長が指示したとき |

※1 別紙1～3「水資源開発を目的として設置されたダム以外の施設における地震発生後の臨時点検結果の報告について（平成25年7月11日国水流第5号）」等により、紀の川大堰周辺の気象台で発表された気象庁震度階が4である地震で、以下のいずれかに該当する場合に紀の川大堰の一次点検等を実施する。

- ① 出水により水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達するおそれのある場合
- ② 直前に発生した地震又は出水、もしくはその他原因により既に紀の川大堰が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合

※2 管内利水ダム（山田ダム、大迫ダム、津風呂ダム、一の木ダム）については、別紙4「地震発生後のダム臨時点検結果の報告について（平成24年4月1日国水流第4号）」に該当する場合、臨時点検を実施する。

※3 別紙1～3「水資源開発を目的として設置されたダム以外の施設における地震発生後の臨時点検結果の報告について（平成25年7月11日国水流第5号）」等により、紀の川大堰の一次点検等を実施する。

第7条（勤務時間外における安否報告）

勤務時間外の地震発生時等の職員自身の安否報告基準は次のとおりとする。

気象庁が直轄区間に影響を与える観測地点（別表－1）のいずれかで**震度6弱**以上の地震を発表した場合、職員は自身の安否を対策部に報告しなければならない。

第8条（対策本部への報告）

対策部長は、次の各号に該当するときは、対策本部長へ報告するものとする。

- (イ) 管内において震度4以上の地震が発生したとき。（別表－1）
- (ロ) 防災体制を発令または解除したとき
- (ハ) 水防警報を発令または解除したとき
- (ニ) 被害（一般被害を含む）が発生したとき
- (ホ) 水防警報のうち、出動を発令したときの水防団の活動内容及び人員数
- (ヘ) 河川構造物災害または一般災害が発生したとき
- (ト) 兼用道路にかかる交通規制を要請したとき
- (フ) 災害対策基本法に基づく職員を派遣したとき及び他の対策部に対する支援をしたとき
- (リ) 紀の川大堰操作規則等に定められた事項に該当するとき
- (ヌ) 対策本部長から報告を求められたとき
- (ル) その他防災上必要な事項が発生したとき

第9条（他の対策部及び他機関との連絡）

対策部長は、他の対策部及び他機関と必要な事項について、それぞれの協定等に基づいて連絡を行うものとする。

第10条（資材等の準備）

対策部長は、平常から防災用機械の確保及び資材の備蓄に努めるものとする。

第11条（応援）

対策部長は、必要に応じて対策本部長に応援を要請するものとする。また、府県等から支援の要請があった場合は、対策本部長に報告し、その指示に従うものとする。

■管内における気象庁震度発表地点一覧表

| 出張所名 | 震度発表名称 | 備考 |
|-------|---|----|
| 船戸 | 和歌山市男野芝丁（気象庁） 和歌山市一番丁（防災科学研究所） 岩出市西野（地方公共団体） 紀の川市桃山町元（地方公共団体） 紀の川市西大井（地方公共団体） 紀の川市粉河（気象庁） 紀の川市那賀総合センター（防災科学研究所） | |
| 五條 | かつらぎ町丁ノ町（地方公共団体） 九度山町九度山（地方公共団体） 橋本市東家（地方公共団体） 橋本市高野口町名倉（地方公共団体） 五條市本町（地方公共団体） | |
| 流水調整課 | 和歌山市男野芝丁（気象庁） | |

■【参考】管内における直轄地震観測所一覧表

| 出張所名 | 設置箇所 | 備考 |
|--------------|--|----|
| 船戸・ 流水調整課 | 和歌山市湊中州地先（紀の川右岸1.0k付近） 和歌山市有本462（紀の川大堰内） 和歌山市上三毛1122-2（船戸出張所内） | |
| かつらぎ | かつらぎ町妙寺434-51（旧かつらぎ出張所内） | |

■【参考】利水ダムにおける気象庁震度発表地点一覧表

| 利水ダム名 | 震度発表名称 | 備考 |
|-------|--|----|
| 山田ダム | 紀の川市貴志川町神戸（地方公共団体） 紀美野町下佐々（地方公共団体） 紀美野町神野市場（地方公共団体） | |
| 大迫ダム | 大淀町桧垣本（気象庁） | |
| 津風呂ダム | 吉野町上市（地方公共団体） 東吉野村小川（地方公共団体） | |
| 一の木ダム | 黒滝村寺戸（地方公共団体） 下市町下市（地方公共団体） 五條市西吉野町（地方公共団体） 五條市本町（地方公共団体） 高野町高野山中学校（気象庁） | |

第5条（広 報）

広報は、広報担当副所長が行うものとする。

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の表の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

河川洪水体制に関する発令基準

| 種類 | 発 令 基 準 |
|------------------|---|
| 注 意 体 制 | (イ) 大雨、洪水及び高潮に関する注意報が発表され、対策部長が必要と判断したとき (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と判断したとき (ハ) 五條、三谷、船戸、貴志のいずれかの水位観測所の水位が、水防団待機水位を超すと予想されるとき (ニ) 有本揚排水機場の操作体制をとる必要があるとき (ホ) 樋門、樋管等の操作体制をとる必要があるとき (ヘ) 紀の川大堰洪水警戒体制及び紀の川大堰高潮警戒体制をとる必要があるとき (ト) 対策部長が必要と判断したとき (チ) 河川部関係風水害対策本部長（以下「対策本部長」という）が指示したとき |
| 警 戒 体 制 | 第 一 (イ) 大雨、洪水及び高潮に関する警報が発表され、対策部長が必要と判断したとき (ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき (ハ) 五條、三谷、船戸、貴志のいずれかの水位観測所の水位が、氾濫注意水位を超すと予想されるとき (ニ) 水防活動の必要が予想されるとき (ホ) 有本揚排水機場の操作の必要があるとき (ヘ) 樋門、樋管等の操作の必要があるとき (ト) 被害の発生が予想されるとき (チ) 対策部長が必要と判断したとき (リ) 対策本部長が指示したとき |
| | 第 二 (イ) 五條、三谷、船戸、貴志のいずれかの水位観測所の水位が、氾濫注意水位を超え、なお上昇すると予測されるとき (ロ) 兼用道路等にかかる交通規制が予想されるとき (ハ) 甚大な被害の発生が予想されるとき (ニ) 対策部長が必要と判断したとき (ホ) 対策本部長が指示したとき |
| 非 常 体 制 | (イ) 五條、三谷、船戸のいずれかの水位観測所で水位が氾濫危険[旧危険]水位を超えたとき (ロ) 貴志水位観測所の水位が避難判断[旧特別警戒]水位を超え、なお上昇すると予想されるとき (ハ) 甚大な被害が発生したとき (ニ) 対策部長が必要と認めたとき (ホ) 対策本部長が指示したとき |

紀の川大堰に関する洪水警戒体制、高潮警戒体制の発令基準

| 種類 | 発令基準 |
|-------------|--|
| 紀の川大堰洪水警戒体制 | (イ) 和歌山地方気象台から和歌山県北部に降雨あるいは洪水に関する警報が発表され、対策部長が必要と判断したとき (ロ) 全流域平均24時間雨量90mm達し、さらに超えると予想される時 (ハ) 三谷地点流量が400m ³ /sに達し、さらに超えると予想される時 (ニ) 流入量が毎秒200m ³ /s以上の場合には、貴志川流域平均6時間雨量が30mmに達したとき (ホ) 流入量が400m ³ /s以上600m ³ /s未満の場合には、全流域平均12時間雨量が80mmに達したとき (ヘ) 流入量が600m ³ /s以上の場合には、全流域平均12時間雨量が45mmに達したとき (ト) 貴志川流域平均6時間雨量が70mmに達したとき (チ) 船戸観測所流量が630m ³ /sに達し、さらに超えると予想される時 (リ) 対策部長が必要と認めたとき (ヌ) 対策本部長が指示したとき |
| 紀の川大堰高潮警戒体制 | (イ) 和歌山地方気象台から高潮に関する警報が発せられ、下流水位が上流水位より高くなることが予想されたとき (ロ) 台風の接近等により高潮の発生が予測され、下流水位が上流水位より高くなることが予想されたとき (ハ) 被害の発生が予想される時 (ニ) 対策部長が必要と判断したとき (ホ) 対策本部長が指示したとき |
| 紀の川大堰非常体制 | (イ) 甚大な被害が発生したとき (ロ) 対策部長が必要と認めたとき (ハ) 対策本部長が指示したとき |

第7条 (対策本部への報告)

- (イ) 防災体制を発令または解除したとき
- (ロ) 気象庁から、大雨、洪水、高潮に関する警報および台風情報が発表されたとき
- (ハ) 洪水予報または水防警報を発表または解除したとき
- (ニ) 水位情報周知河川（貴志川）の水位に関する情報を発表したとき。
- (ホ) 本局通報指定観測所の水位が、氾濫注意水位に達したとき
- (ヘ) すべての水位観測所のいずれかの水位が、計画高水位に達したとき

水位観測所(位置情報)

| 河川 | 観測所名 | 位置 | 所在地 | 位置 (世界測地系) | 指定等 | | |
|-----|------|-------|----------------|-----------------------------------|------|------|------|
| | | | | | 水防警報 | 洪水予報 | 通報指定 |
| 紀の川 | 船戸 | 16.3k | 和歌山県岩出市宮 | 北緯 34° 15' 08" 東経 135° 18' 33" | ○ | ○ | ○ |
| | 三谷 | 40.0k | 和歌山県伊都郡かつらぎ町三谷 | 北緯 34° 17' 40" 東経 135° 31' 24" | ○ | ○ | ○ |
| | 五條 | 59.4k | 奈良県五條市新町 | 北緯 34° 20' 49" 東経 135° 41' 31" | ○ | ○ | ○ |
| 貴志川 | 貴志 | 3.6k | 和歌山県紀の川市貴志川町北 | 北緯 34° 13' 05" 東経 135° 19' 36" | ○ | — | ○ |

水位観測所(水位情報)

| 河川 | 観測所名 | 零点 標高 T.P. (m) | 平常水位 (m) | 計画 高水位 (m) | 水防団 待機水位 (m) | 氾濫 注意水位 (m) | 避難判断 水位 (m) | 氾濫 危険水位 (m) |
|-----|------|----------------------|-------------|------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 紀の川 | 船戸 | 10.367 | (-0.47) | 10.57 | 4.00 | 5.00 | 6.80 | 7.00 |
| | 三谷 | 54.185 | -0.50 | 6.80 | 2.00 | 3.50 | 4.60 | 4.80 |
| | 五條 | 90.117 | 1.30 | 11.10 | 5.00 | 7.50 | 7.80 | 8.10 |
| 貴志川 | 貴志 | 22.159 | -0.10 | 7.50 | 2.50 | 4.50 | 5.50 | — |

※船戸観測所の平常水位は、旧船戸観測所の平常水位と船戸観測所の水位差を差し引いて求めた水位である。(-0.20-0.271=-0.471≒-0.47としたものである。)

2-1. 発令基準

| | |
|----------------------------|--|
| <p>注 意 体 制</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 直轄管理区間及びその流域において水質事故が発生した場合 ② 二次災害により水質事故の発生のおそれがあり対策部長が必要と判断した場合 ③ 警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合 ④ 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に被害が発生する恐れがある場合 ⑤ 対策部長が必要と判断した場合 |
| <p>警 戒 体 制</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 水質事故により直轄管理区間及びその流域において、取水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合 ② 水質事故により、原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合 ③ 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に被害が発生した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合 |
| <p>非 常 体 制</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 水質事故により直轄管理区間及びその流域において、給水停止などの重大な被害の発生または発生の恐れがある場合 ② 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に重大な被害が発生または発生の恐れがある場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合 |